【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年４月14日
【計算期間】	第10特定期間(自 2020年７月21日　至 2021年１月18日)
【ファンド名】	インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジなし＞ （毎月決算型） インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジあり＞ （毎月決算型）
【発行者名】	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO　佐藤　秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー14階
【事務連絡者氏名】	塚本　直樹
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー14階
【電話番号】	（03）6447－3087
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】
①ファンドの目的

ファンドの目的	新興国の企業が発行する米ドル建て社債等を実質的な主要投資対象※とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。 ※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する主要な投資対象をいいます。ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、インベスコ　新興国社債　マザーファンドおよびインベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）です。

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ａ．ファンドの商品分類

商品分類項目			商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信		一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信		
投資対象地域	国内		目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外		
	内外		
投資対象資産	株式	**債券**	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	その他資産	
	資産複合		

＊ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

b．ファンドの属性区分

属性区分項目			属性区分の定義
投資対象資産	株式		目論見書または信託約款において、その他資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の記載があるもの ※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、債券（社債）を投資対象としており、ファンドの実質的な投資収益の源泉は債券（社債）です
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性)		
	不動産投信		
	その他資産（投資信託証券（債券　社債））		
	資産複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産およびエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの ※なお、ファンドにおいては「世界の資産」の中に「日本」を含みません
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
投資形態	ファミリーファンド		一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます
	ファンド・オブ・ファンズ		
為替ヘッジ※	＜為替ヘッジなし＞：為替ヘッジなし		目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	＜為替ヘッジあり＞：為替ヘッジあり（フルヘッジ）		目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＊ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

④ファンドの特色

1.	**主として、新興国の企業※が発行する米ドル建て社債等に投資します。** 政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ※新興国の企業とは、新興国に登記されている企業、新興国以外で設立されているが、主な事業活動を新興国で行っている企業、主に新興国で登記されている企業の株式を保有している持株会社をいいます。以下、同じです。
2.	**トップダウンとボトムアップを融合したアクティブ運用を行い、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。**
3.	**為替変動リスクについて、対応の異なる2つのファンドがあります。** ＜為替ヘッジなし＞では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ＜為替ヘッジあり＞では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
4.	**原則として、毎月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合があります。** ＊上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

⑤ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に実質的に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

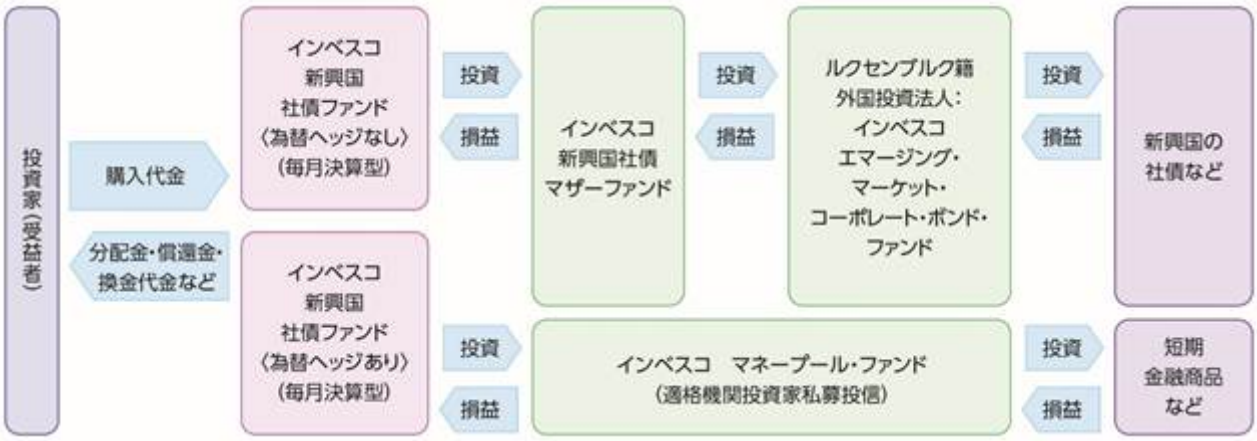

＊ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

＊各ファンド間でスイッチングが可能です。販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合や、＜為替ヘッジなし＞または＜為替ヘッジあり＞のどちらか一方のみの取り扱いの場合もあります。スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

⑥ファンドのポイント

ファンドのポイント

ポイント1

高いインカム収益

主に新興国の社債に投資を行うことで相対的に高い利回りの獲得が期待できます

ポイント2

中長期での価格上昇期待

新興国企業の財務体質や業績の向上、格付の改善等による債券価格の上昇により中長期での信託財産の成長が期待できます

ポイント3

インベスコのグローバルな運用力

グローバルな運用拠点を有し経験豊富なインベスコの運用チームが卓越した調査力を活かして運用を行います

⑦ファンドの運用プロセス

運用プロセス

■トップダウンとボトムアップを融合し、ポートフォリオを構築します。
■リスク管理とパフォーマンスの要因を、多面的にモニタリングします。

＊上記はファンドの実質的な投資対象であるインベスコ　新興国社債　マザーファンドが投資する投資信託証券における運用プロセスです。

◆ファンドの運用プロセス等は、2021年２月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
＊当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

＜投資対象とする投資信託証券の概要＞

投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により変更することがあります。

インベスコ　新興国社債　マザーファンド	
形態	証券投資信託（親投資信託）
主要投資対象	主として別に定める投資信託証券※に投資します。 ※別に定める投資信託証券については、後記「（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
主な投資態度	・別に定める投資信託証券※への投資を通じて、主として新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に実質的に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ・投資信託証券への投資割合は、原則として、高位に保ちます。 ・実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ・投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。 ※別に定める投資信託証券については、後記「（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
主な投資制限	・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ・株式への直接投資は行いません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。
信託報酬等	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
決算日	毎年１月18日および７月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）

インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）	
形態	証券投資信託
主要投資対象	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
主な投資態度	・残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期公社債および短期金融商品への投資により、利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローン等で運用を行うことにより流動性の確保を図ります。
主な投資制限	・株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限ります。 ・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建て資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引は利用しません。
信託報酬等	信託報酬：純資産総額に対して年率0.55%（税抜き0.50%）以内の率 信託報酬の内訳：委託会社年率0.2222%以内、販売会社年率0.2222%以内、受託会社年率0.0556%以内（いずれも税抜き） ＊この他、監査費用および売買手数料等の各種費用がかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
決算日	毎年11月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）

（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド
シェアクラス	クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人
主要投資対象	主として、新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に投資します。
運用の基本方針	・当ファンドは、高水準の配当利回りの確保および長期的な元本の成長を目的とします。 ・主として、新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ・株式および株式関連証券にファンドの純資産総額の20%まで投資することがあります。 ・効率的な運用およびヘッジ目的のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
運用管理費用	当ファンドの平均純資産総額の年率1.00%に相当する額とします。
その他の費用	管理事務代行報酬※（当ファンドの平均純資産総額の年率0.20%を超えない額）、監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。 ※管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社等への報酬をいいます。
申込手数料	ありません。
解約手数料	ありません。
管理会社	インベスコ・マネジメント・エス・エイ
投資顧問会社	インベスコ・アドバイザーズ・インク
決算日	毎年２月末日
分配方針	分配は毎月最終営業日に行われ、翌月の11日（ファンド営業日でない場合は翌営業日）に支払われます。

◆ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

(2)【ファンドの沿革】

2016年３月４日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

ａ．ファンドの関係法人の概要

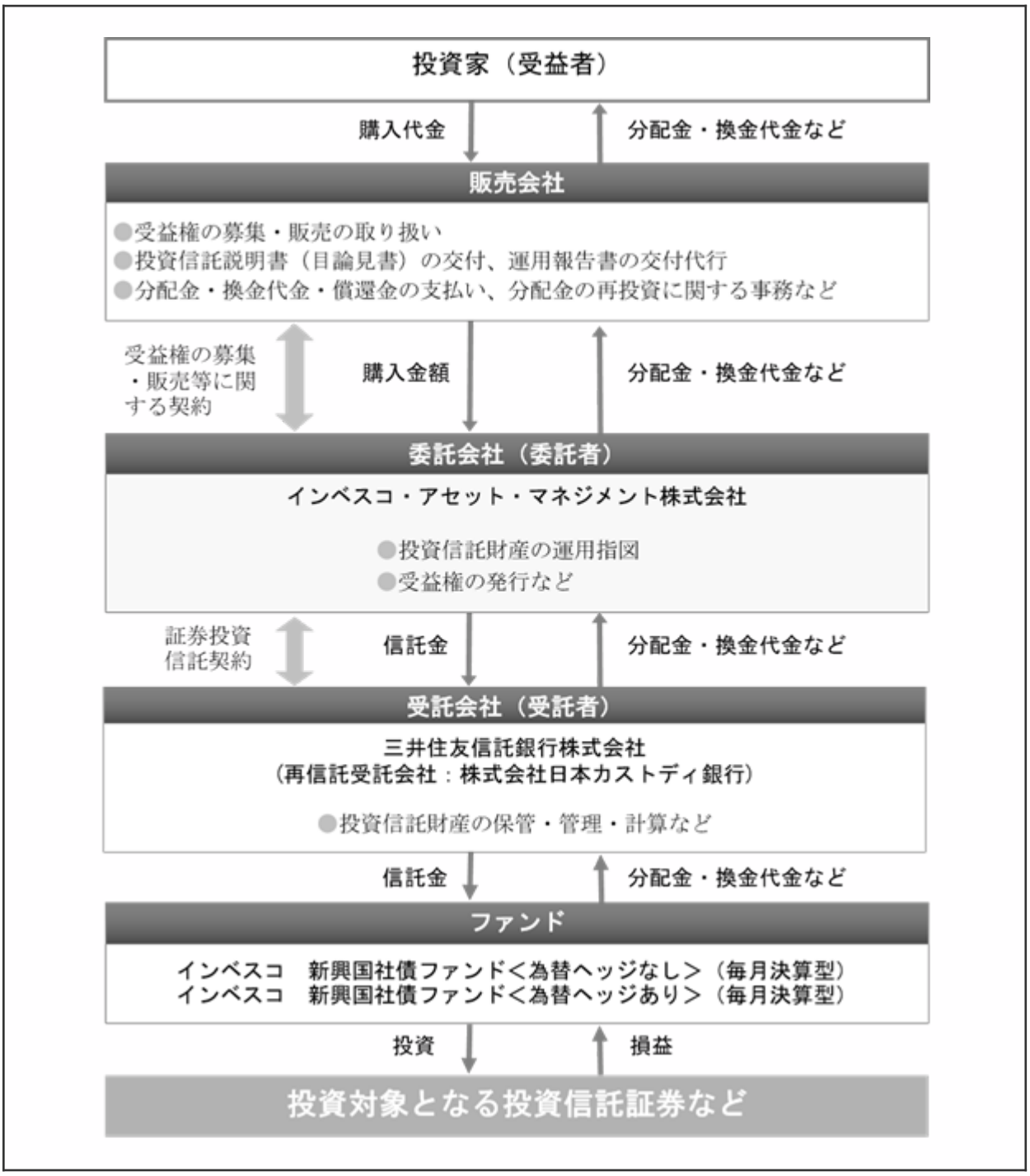

b．委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三井住友信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 株式会社日本カストディ銀行	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、株式会社日本カストディ銀行に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

c．委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第306号）
資本金	4,000百万円（2021年２月26日現在）
沿革	1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更
大株主の状況	（2021年２月26日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・ファー・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。
主な投資態度	・マザーファンド受益証券を通じて、別に定める投資信託証券へ投資し、主として新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に実質的に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）を通じて、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。 ・実質外貨建資産については、以下の運用を行います。 ＜為替ヘッジなし＞原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ＜為替ヘッジあり＞原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 ・マザーファンド受益証券を通じて投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるもの））	ａ．有価証券 ｂ．約束手形 ｃ．金銭債権
投資対象とする資産の種類（特定資産以外の資産）	ａ．為替手形
投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券およびインベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。 ａ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等 ｂ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前ａ．の証券の性質を有するもの ｃ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。） ｄ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。） ＊前記ｃ．の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 ａ．預金 ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） ｃ．コール・ローン ｄ．手形割引市場において売買される手形 ＊前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制の概要

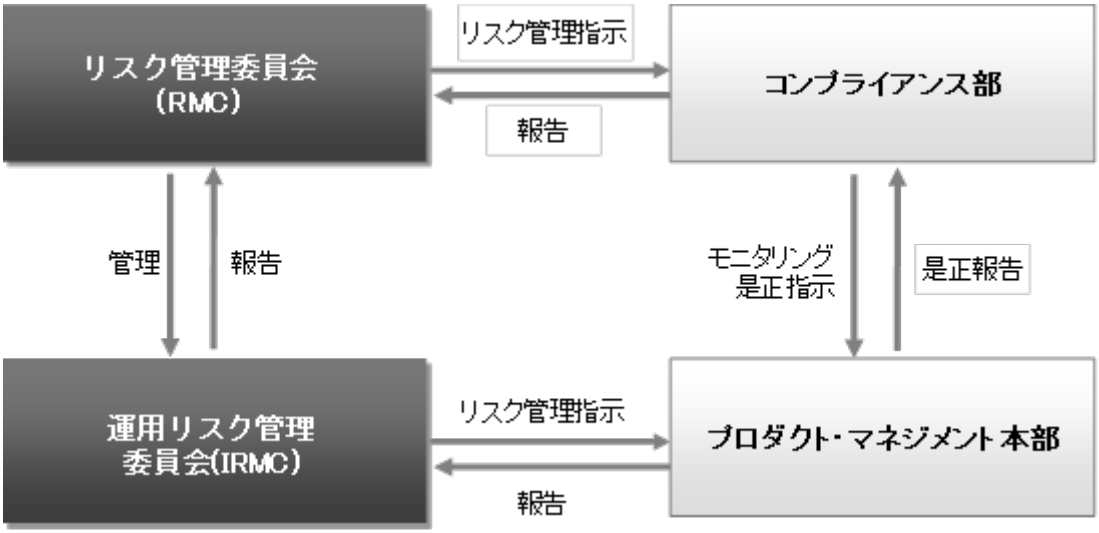

内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（５名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果異常がある場合、リスク管理委員会に報告します。 ・プロダクト・マネジメント本部（20名程度）は、投資対象となる投資信託証券のパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告し、定性・定量面におけるモニタリングを継続的に実施します。 ・運用リスク管理委員会（５名程度）は、プロダクト・マネジメント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ＊「３　投資リスク　(3)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規程	ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。
ファンドの関係法人に対する管理体制	受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、2021年２月26日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	毎月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	ａ．「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 ｂ．「分配金受取りコース」 分配金は、原則として決算日から起算して５営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 ＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。 ＊「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＊当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、2016年３月４日から３月10日までの期間に主に投資を行っていたインベスコ　エマージング社債オープン（適格機関投資家私募投信）から支払われた39,834,698円の分配金を2016年３月11日に計上しました。かかる分配金は当ファンドの運用者として行ったポートフォリオマネジメントの結果に由来するものではなく、したがって、当ファンドの将来的な分配金の予測材料とするべきではありません。

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

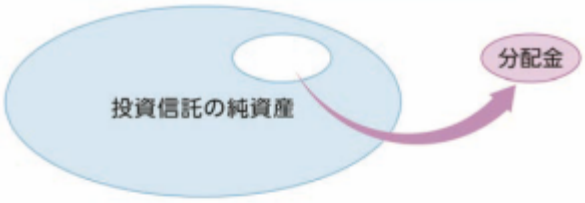

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

■前期決算日から基準価額が上昇した場合

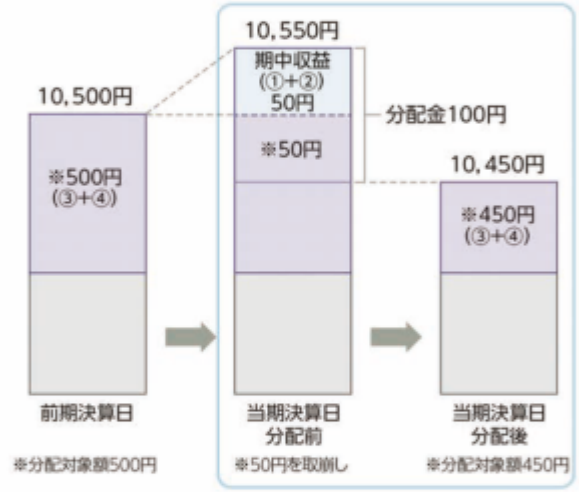

■前期決算日から基準価額が下落した場合

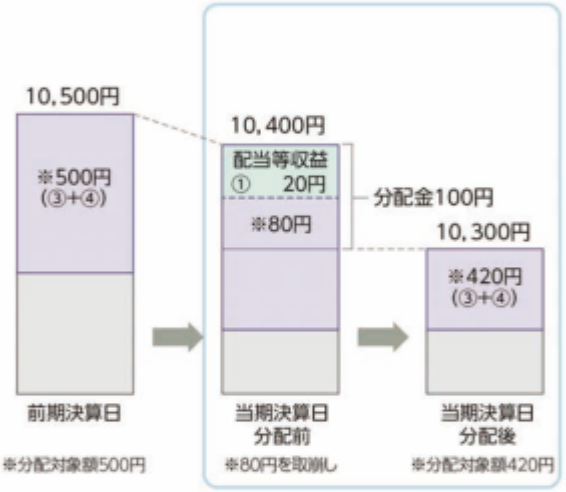

(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

＊上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

■分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

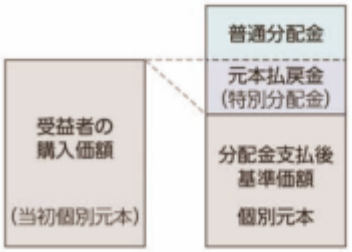

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

■分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

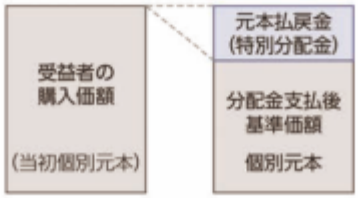

普通分配金	個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金)	個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(5)【投資制限】

①信託約款上の投資制限

投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券（マザーファンド受益証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合※には、制限を設けません。 ※　実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、投資対象する投資信託証券に属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属する投資信託証券の受益証券の時価総額に、投資信託証券の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の直接利用は行いません。
信用リスク集中回避のための投資制限（第19条）	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。
公社債の借り入れの指図（第20条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。 ・当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行います。 ・借り入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第21条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第22条）	投資信託財産に属する実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第28条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは実質的に外国の債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因

価格変動リスク（債券）	《債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。》 債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。 ハイ・イールド債（投資適格未満債）は、投資適格の債券と比べ、「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。
価格変動リスク（デリバティブ）	《デリバティブの価格の下落は、基準価額の下落要因です。》 デリバティブ（金融派生商品）の価格は、対象となる指標（金利、通貨、クレジットなど）の動向などを反映し、下落することがあります。また対象となる指標と異なる動きをする場合もあります。
信用リスク	《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。 新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。

為替変動リスク	＜為替ヘッジなし＞ 《為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。》 為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。 ＜為替ヘッジあり＞ 《為替の変動（円高）が基準価額に与える影響は限定的です。》 為替ヘッジ（原則としてフルヘッジ）を行い為替変動リスクの低減に努めますが、為替変動の影響を完全に排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。 なお、ファンドの実質的な主要投資対象は米ドル建ての外国投資信託証券です。＜為替ヘッジあり＞では、米ドルについて対円での為替ヘッジを行いますが、当該外国投資信託証券を通じて米ドル建て以外の資産に投資する場合、＜為替ヘッジあり＞においても米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けることがあります。
流動性リスク	《流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。》 市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

◆基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

投資信託に関する留意点

換金に関する留意点	ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
ファミリーファンド方式に関する留意点	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(3)投資リスクに対する管理体制

①投資リスク管理体制の概要

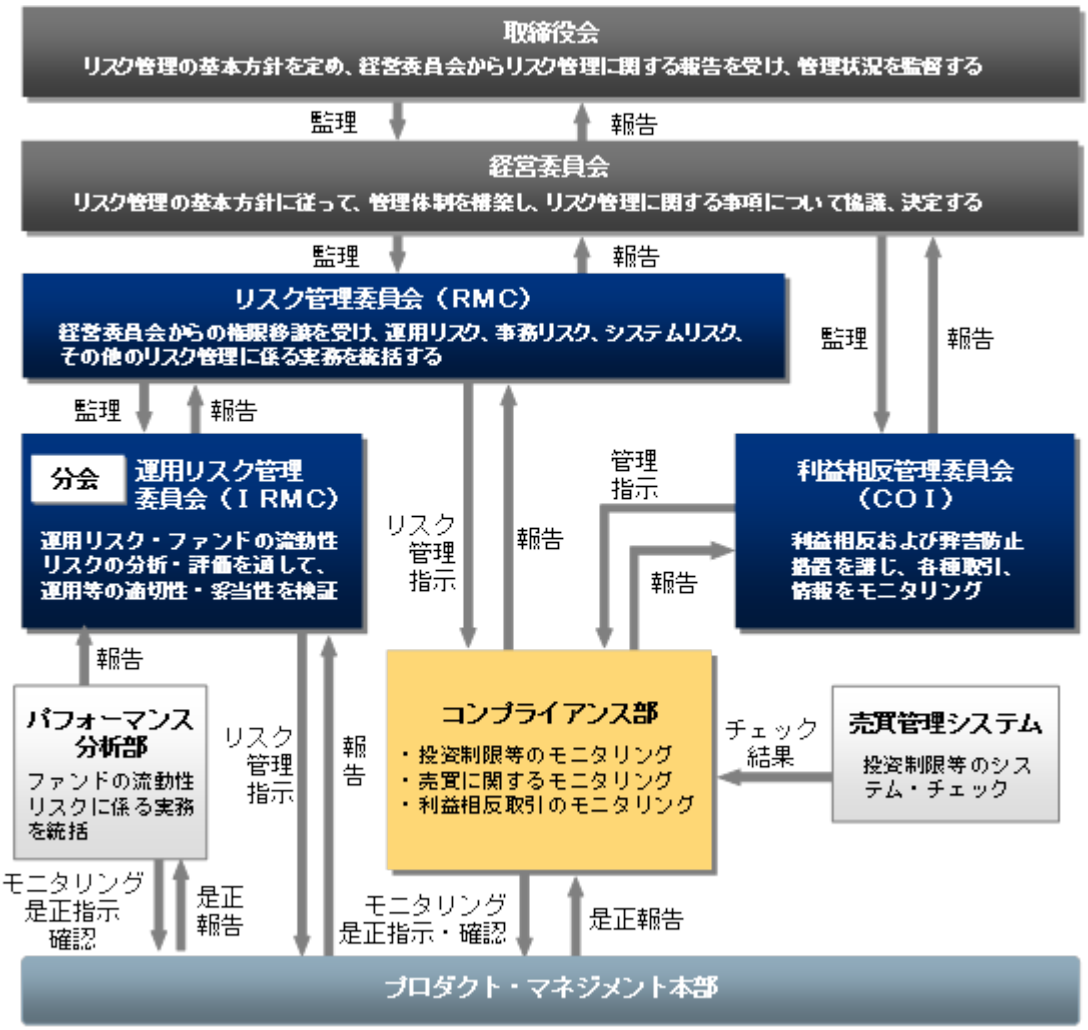

リスク管理委員会（RMC）	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理に係る実務を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で統括します。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会（IRMC）	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクおよびファンドの流動性リスクの管理を行います。 IRMCは、上記のリスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。
利益相反管理委員会（COI）	利益相反管理委員会（COI）は、顧客と委託会社の利益相反行為等の顕在化防止のため、議決権行使を含む様々な取引等をモニタリングして、その結果を経営委員会へ報告します。

②関係部署の役割

コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、その結果異常があればRMCに報告し、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
プロダクト・マネジメント本部	投資対象となる投資信託証券のパフォーマンス状況、ファンドの流動性管理の状況などをIRMCに報告し、定性・定量面におけるモニタリングを継続的に実施します。また、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の有効性を検証し、その結果をIRMCに報告します。
パフォーマンス分析部	ファンドの流動性リスクに係るモニタリングや是正措置の策定などの実務を統括し、その結果をIRMCに報告します。

（参考）投資対象ファンドにおける投資リスク管理体制

システムによる管理	売買管理システムにより、投資ガイドラインや投資制限等の違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合には、運用部門に警告を発します。
専門部門による管理	運用部門と独立した各専門部門により、以下の管理を行います。 ・ファンドのパフォーマンスやポートフォリオ・リスク等の計測・分析は、各専門部門で行われ、これらの計測・分析の結果は運用部門に提供され、適宜、運用状況の確認ができる体制としています。 ・コンプライアンス部門では、投資ガイドラインおよび法令等の規定についての遵守状況をモニタリングし、必要に応じて運用部門に是正指示や是正状況の確認を行います。

◆上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

<為替ヘッジなし>

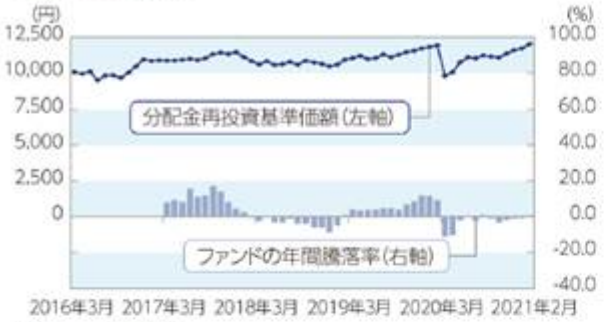

<為替ヘッジあり>

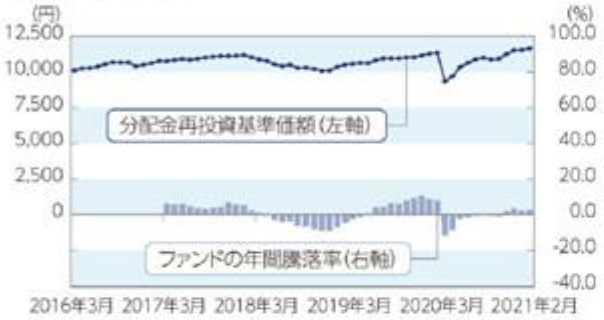

＊上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2017年3月～2021年2月
代表的な資産クラス：2016年3月～2021年2月

<為替ヘッジなし>

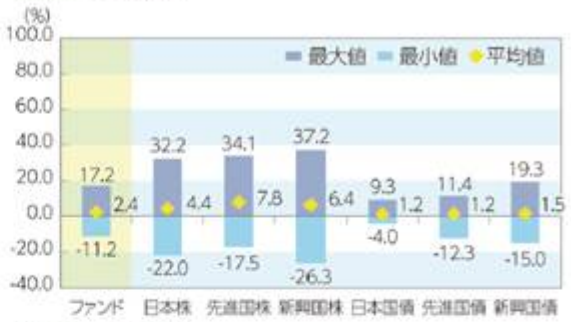

<為替ヘッジあり>

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。
指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

＊海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	・購入時手数料※1は、購入口数、購入金額※2または購入代金※3などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3「購入代金」とは、「購入金額＋購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

＊「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額

日々の投資信託財産の純資産総額に年率0.803%（税抜き0.73%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。
なお、投資対象となる投資信託証券においても信託報酬等が別途かかりますので、受益者が負担する実質的な信託報酬率は、投資信託財産の純資産総額に対して合計で年率1.803%（税込み）程度※となります。
※この値はあくまでも目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。

（参考）投資対象となる投資信託証券の信託報酬率等

投資信託証券の名称	信託報酬率等
インベスコ　新興国社債　マザーファンド	信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 [インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド　クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）] ＜運用管理費用＞ 平均純資産総額の年率1.00%に相当する額
インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）	＜信託報酬＞ 純資産総額に対して年率0.55%（税抜き0.50%）以内の率 ＊上記の信託報酬率等の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。

配分（年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計
	0.05%	0.65%	0.03%	0.73%

信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。

配分先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

支払方法

毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

①信託事務の諸経費

該当する費用	・資産を外国で保管する場合の費用 ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・受託会社の立て替えた立替金の利息 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

②その他諸費用

該当する費用	・監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） ・法律顧問および税務顧問への報酬 ・受益権の管理事務等に関連する費用 ・有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
計算方法等	その他諸費用　上限固定率 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%） ・委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

（参考）投資対象となる投資信託証券のその他の費用

投資信託証券の名称	その他の費用
インベスコ　新興国社債マザーファンド	投資対象とする投資信託証券において、管理事務代行報酬（平均純資産総額の年率0.20%を超えない額）、監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（参考）

各費用をご負担いただく時期

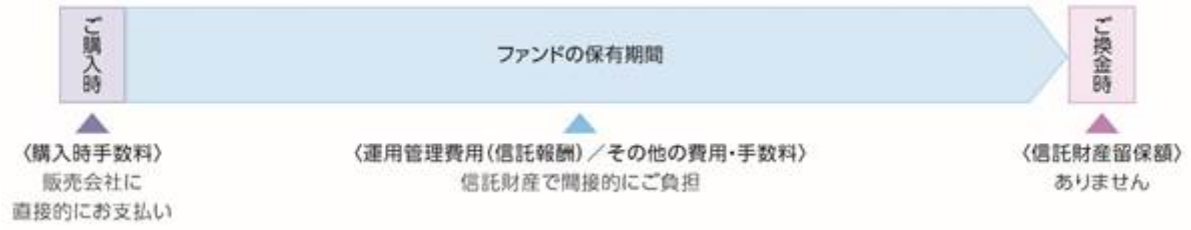

＜照会先＞

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ http://www.invesco.co.jp/

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取り扱い

<table>
<tr><td>分配金に対する課税</td><td>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。<table><tr><td>2037年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>2038年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。</td></tr>
<tr><td>解約金および償還金に対する課税</td><td>・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。<table><tr><td>2037年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>2038年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。</td></tr>
<tr><td>損益通算について</td><td>・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。
・解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

＊特定口座にかかる課税上の取り扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

◇少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 2037年12月31日まで　15.315% 2038年１月１日以降　15% ・源泉徴収された所得税は、所得期間に応じて法人税額より控除することができます。

◇個別元本について

・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金(特別分配金)※を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金

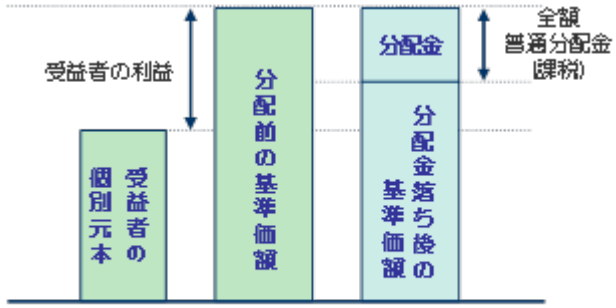

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)

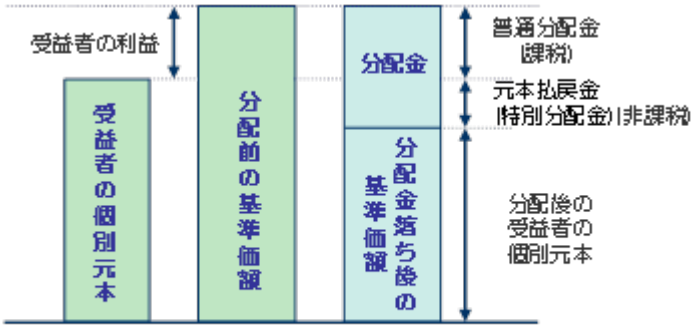

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

◆上記は、2021年２月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(2021年２月26日現在)

＜為替ヘッジなし＞

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	38,692,917	99.89
投資信託受益証券	日本	49,770	0.12
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△7,453	△0.01
合　計(純資産総額)		38,735,234	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

＜為替ヘッジあり＞

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	11,943,594	100.26
投資信託受益証券	日本	49,770	0.41
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△81,394	△0.68
合　計(純資産総額)		11,911,970	100.00

(参考)インベスコ　新興国社債　マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	48,637,195	96.05
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,999,973	3.94
合　計(純資産総額)		50,637,168	100.00

(2)【投資資産】(2021年２月26日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

＜為替ヘッジなし＞

国/地域	種類	銘柄名	数量(口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額(円)	評価額単価 評価額金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	インベスコ　新興国社債　マザーファンド	30,715,978	1.2554 38,563,326	1.2597 38,692,917	99.89
日本	投資信託受益証券	インベスコ マネープール・ ファンド	50,006	0.9953 49,770	0.9953 49,770	0.12

種類別投資比率

種　類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.89
投資信託受益証券	0.12
合　計	100.01

＜為替ヘッジあり＞

国/地域	種類	銘柄名	数量(口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額(円)	評価額単価 評価額金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	インベスコ　新興国社債　マザーファンド	9,481,301	1.2553 11,902,811	1.2597 11,943,594	100.26
日本	投資信託受益証券	インベスコ マネープール・ファンド	50,006	0.9953 49,770	0.9953 49,770	0.41

種類別投資比率

種　類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.26
投資信託受益証券	0.41
合　計	100.68

(参考)インベスコ　新興国社債　マザーファンド

国/地域	種類	銘柄名	数量(口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額(円)	評価額単価 評価額金額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド	42,688.922	1,133.82 48,401,826	1,139.33 48,637,195	96.05

種類別投資比率

種　類	投資比率(%)
投資証券	96.05
合　計	96.05

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

＜為替ヘッジなし＞

	純資産総額(百万円)(分配落)	純資産総額(百万円)(分配付)	１口当たり純資産額(円)(分配落)	１口当たり純資産額(円)(分配付)
第１特定期間末(2016年７月19日)	29	29	0.9945	0.9945
第２特定期間末(2017年１月18日)	31	32	1.0265	1.0355
第３特定期間末(2017年７月18日)	32	32	0.9994	1.0084
第４特定期間末(2018年１月18日)	33	33	0.9756	0.9846
第５特定期間末(2018年７月18日)	31	32	0.8867	0.8917
第６特定期間末(2019年１月18日)	30	31	0.8279	0.8329
第７特定期間末(2019年７月18日)	42	43	0.8489	0.8539
第８特定期間末(2020年１月20日)	45	45	0.8745	0.8795
第９特定期間末(2020年７月20日)	42	42	0.7880	0.7930
第10特定期間末(2021年１月18日)	31	31	0.7901	0.7951
2020年２月末日	45	－	0.8709	－
2020年３月末日	37	－	0.7109	－
2020年４月末日	38	－	0.7226	－
2020年５月末日	40	－	0.7693	－
2020年６月末日	42	－	0.7883	－
2020年７月末日	41	－	0.7786	－
2020年８月末日	42	－	0.7874	－
2020年９月末日	42	－	0.7772	－
2020年10月末日	30	－	0.7676	－
2020年11月末日	30	－	0.7809	－
2020年12月末日	31	－	0.7925	－
2021年１月末日	34	－	0.7962	－
2021年２月末日	38	－	0.8121	－

＜為替ヘッジあり＞

	純資産総額(百万円)(分配落)	純資産総額(百万円)(分配付)	１口当たり純資産額(円)(分配落)	１口当たり純資産額(円)(分配付)
第１特定期間末(2016年７月19日)	10	10	1.0552	1.0552
第２特定期間末(2017年１月18日)	10	10	1.0457	1.0487
第３特定期間末(2017年７月18日)	10	10	1.0517	1.0547
第４特定期間末(2018年１月18日)	11	11	1.0663	1.0693
第５特定期間末(2018年７月18日)	10	10	0.9763	0.9793
第６特定期間末(2019年１月18日)	10	10	0.9433	0.9463
第７特定期間末(2019年７月18日)	10	10	0.9843	0.9873
第８特定期間末(2020年１月20日)	12	13	0.9969	0.9999
第９特定期間末(2020年７月20日)	10	10	0.9312	0.9342
第10特定期間末(2021年１月18日)	11	11	0.9809	0.9839
2020年２月末日	12	－	1.0008	－
2020年３月末日	9	－	0.8212	－
2020年４月末日	9	－	0.8505	－
2020年５月末日	10	－	0.9042	－
2020年６月末日	11	－	0.9270	－
2020年７月末日	11	－	0.9446	－
2020年８月末日	11	－	0.9513	－
2020年９月末日	11	－	0.9377	－
2020年10月末日	11	－	0.9390	－
2020年11月末日	12	－	0.9639	－
2020年12月末日	11	－	0.9837	－
2021年１月末日	11	－	0.9825	－
2021年２月末日	11	－	0.9891	－

②【分配の推移】

＜為替ヘッジなし＞

	１口当たりの分配金(円)
第１特定期間　(2016年３月４日～2016年７月19日)	0.0000
第２特定期間　(2016年７月20日～2017年１月18日)	0.0450
第３特定期間　(2017年１月19日～2017年７月18日)	0.0540
第４特定期間　(2017年７月19日～2018年１月18日)	0.0540
第５特定期間　(2018年１月19日～2018年７月18日)	0.0460
第６特定期間　(2018年７月19日～2019年１月18日)	0.0300
第７特定期間　(2019年１月19日～2019年７月18日)	0.0300
第８特定期間　(2019年７月19日～2020年１月20日)	0.0300
第９特定期間　(2020年１月21日～2020年７月20日)	0.0300
第10特定期間　(2020年７月21日～2021年１月18日)	0.0300

＜為替ヘッジあり＞

	１口当たりの分配金(円)
第１特定期間　(2016年３月４日～2016年７月19日)	0.0000
第２特定期間　(2016年７月20日～2017年１月18日)	0.0150
第３特定期間　(2017年１月19日～2017年７月18日)	0.0180
第４特定期間　(2017年７月19日～2018年１月18日)	0.0180
第５特定期間　(2018年１月19日～2018年７月18日)	0.0180
第６特定期間　(2018年７月19日～2019年１月18日)	0.0180
第７特定期間　(2019年１月19日～2019年７月18日)	0.0180

第８特定期間　(2019年７月19日～2020年１月20日)	0.0180
第９特定期間　(2020年１月21日～2020年７月20日)	0.0180
第10特定期間　(2020年７月21日～2021年１月18日)	0.0180

③【収益率の推移】

	収益率(%)	
	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
第１特定期間	△0.55	5.52
第２特定期間	7.74	0.52
第３特定期間	2.62	2.30
第４特定期間	3.02	3.10
第５特定期間	△4.40	△6.75
第６特定期間	△3.25	△1.54
第７特定期間	6.16	6.25
第８特定期間	6.55	3.11
第９特定期間	△6.46	△4.78
第10特定期間	4.07	7.27

(注１)収益率は、各特定期間末の基準価額（分配落の額）から前特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前特定期末基準価額」といいます。)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注２)第１特定期間については、前特定期末基準価額の代わりに当初設定元本(１口当たり１円)を使用しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	為替ヘッジなし		為替ヘッジあり	
	設定数量(口)	解約数量(口)	設定数量(口)	解約数量(口)
第１特定期間	30,000,000	―	10,000,000	―
第２特定期間	1,027,368	―	97,507	―
第３特定期間	1,439,277	―	170,820	―
第４特定期間	1,709,508	75	156,935	―
第５特定期間	1,880,221	10,259	168,902	23,529
第６特定期間	1,304,944	23,214	202,491	105
第７特定期間	13,164,456	458	198,681	922
第８特定期間	1,329,183	58,040	2,055,136	2,822
第９特定期間	1,568,992	15,752	5,397,284	6,737,666
第10特定期間	1,556,414	15,217,323	4,065,800	3,868,818

(注１)設定数量には当初設定数量を含みます。

(注２)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

2021年１月29日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額の推移（設定来）

<為替ヘッジなし>

<為替ヘッジあり>

＊基準価額、分配金再投資基準価額は１万口当たり、信託報酬控除後のものです。
＊分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

	基準価額	純資産総額
為替ヘッジなし	7,962円	35百万円
為替ヘッジあり	9,825円	12百万円

期間騰落率

期間	１カ月	３カ月	６カ月	１年	３年	５年	設定来
為替ヘッジなし	1.1%	5.7%	6.2%	-0.9%	5.4%	－	17.1%
為替ヘッジあり	0.2%	5.6%	6.0%	2.3%	3.2%	－	15.3%

＊期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

（課税前／１万口当たり）

決算期	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近１年間累計	設定来累計
為替ヘッジなし	50円	50円	50円	50円	50円	600円	3,490円
為替ヘッジあり	30円	30円	30円	30円	30円	360円	1,590円

主要な資産の状況

資産配分

	純資産比（為替ヘッジなし）	純資産比（為替ヘッジあり）
インベスコ　新興国社債　マザーファンド	99.9%	100.8%
インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）	0.1%	0.4%
キャッシュ等	-0.0%	-1.2%

（参考）投資先ファンドのポートフォリオの状況

【マザーファンドが投資対象とする「インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況（現地月末基準）を記載しています。】

ポートフォリオ特性

平均最終利回り	5.3%
修正デュレーション	4.8年
平均格付	BB

セクター配分

セクター	純資産比
社債	72.6%
準国債	19.0%
国債	9.9%
現地通貨建て債券	－
キャッシュ等	-1.5%

組入上位５カ国・地域

	国・地域	純資産比
1	メキシコ	9.7%
2	ブラジル	9.5%
3	中国	9.1%
4	トルコ	8.1%
5	アメリカ	6.4%

組入上位10発行体

	発行体名	純資産比
1	CHINA PEOPLES REPUBLIC OF (GOVERNMENT)	3.1%
2	TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	2.7%
3	KIEPPE PATRIMONIAL SA	2.6%
4	TURKEY (REPUBLIC OF)	2.4%
5	ANTERO RESOURCES CORP	2.0%
6	MELCO INTERNATIONAL DEVELOPMENT LTD	2.0%
7	RUSSIAN FEDERATION	1.9%
8	CREDITO REAL SAB DE CV SOFOM ENR	1.9%
9	SCM HOLDINGS LTD	1.8%
10	AES CORPORATION (THE)	1.6%

＊各特性値は、加重平均しています。
＊セクターは当社の判断に基づき分類しています。
＊国・地域は、発行体の登録地などで区分しています。
＊平均格付は基準日時点で投資信託財産が保有している各有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンド自体の信用格付ではありません。信用格付は、S&P社、Moody's社、およびFitch社の格付を基準に当社の判断に基づき分類しています（表記はS&P社に準じています）。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

年間収益率の推移

<為替ヘッジなし>

<為替ヘッジあり>

＊ファンドにはベンチマークはありません。
＊ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
＊2016年はファンドの設定日（2016年３月４日）から年末まで、2021年は１月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】
１【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の６の規定）制度の適用はありません。
購入申込不可日	ニューヨークまたはルクセンブルグのいずれかの銀行休業日に該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ＊分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の２コースがあります。 ＊「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、１口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として毎営業日の午後３時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金申込不可日	ニューヨークまたはルクセンブルグのいずれかの銀行休業日に該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後３時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して６営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。

換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して５営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者※に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

＜照会先＞

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ http://www.invesco.co.jp/

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。 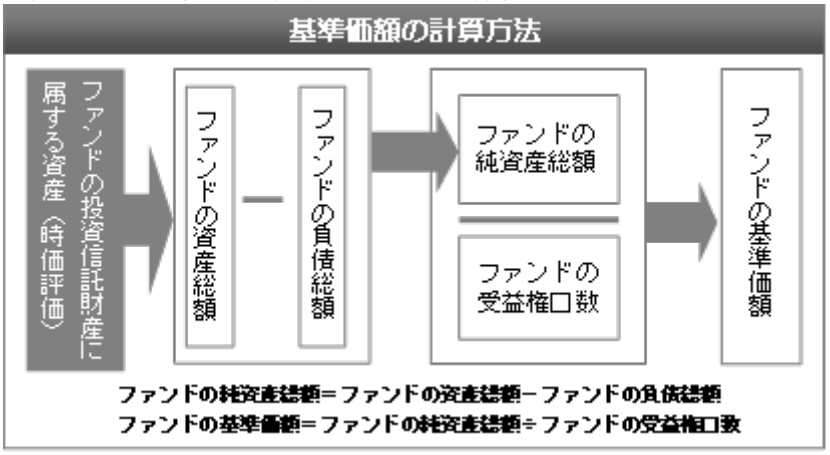
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に＜為替ヘッジなし＞は「エマドン無」、＜為替ヘッジあり＞は「エマドン有」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。 ◇基準価額の照会先◇ インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/
主な投資資産の評価方法	<table><tr><th>投資資産</th><th>評価方法</th></tr><tr><td>親投資信託受益証券</td><td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td></tr><tr><td>投資信託証券</td><td>投資信託証券の基準価額で評価します。</td></tr></table>

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 ＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間	2016年３月４日から2026年３月18日までとします。 なお、信託契約の一部解約により、各ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎月19日から翌月18日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

繰上償還	**・委託会社は、信託契約の一部解約により、各ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。** **・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。** **・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。** 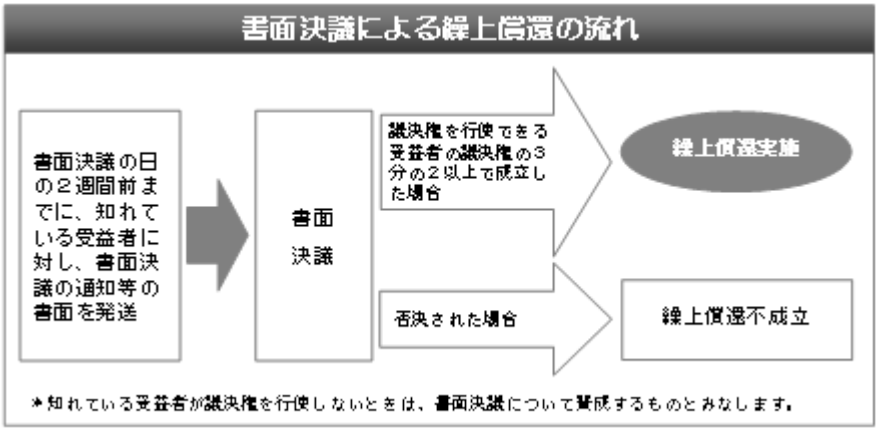 **＊上記の手続きは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。** **＊上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。** **＊委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。**

信託約款の変更等	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合※を行うことができます。 ※投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じです。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は当「信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。 ・その内容が重大なものおよび併合（以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）は、以下の手続きで行います。 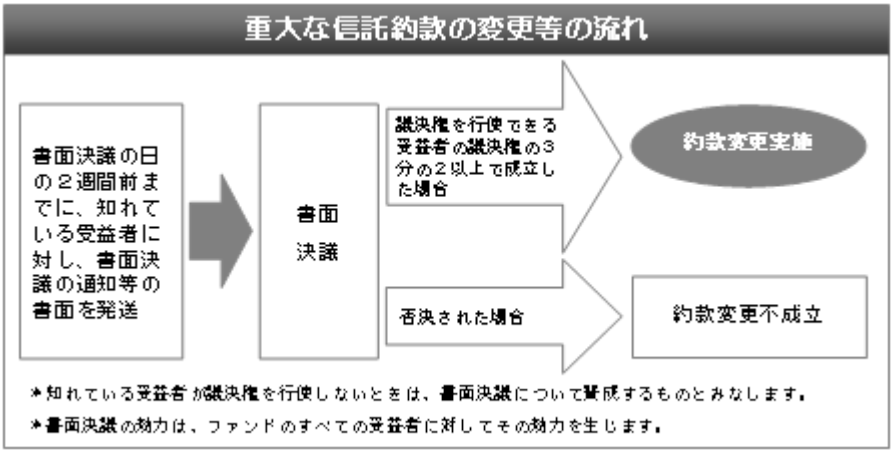 ＊上記の手続きは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。 ＊ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。 ＊委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対受益者の受益権買取請求の不適用	当ファンドは、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。
運用報告書	・委託会社は、年２回（１月と７月の決算時）および償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から５年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は６カ月未満であるため、財務諸表は６カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間(2020年７月21日から2021年１月18日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
資産の部		
流動資産		
投資信託受益証券	49,795	49,775
親投資信託受益証券	42,263,058	31,505,223
未収入金	－	10,349
流動資産合計	42,312,853	31,565,347
資産合計	42,312,853	31,565,347
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	266,580	198,276
未払解約金	－	10,349
未払受託者報酬	1,213	884
未払委託者報酬	28,283	20,616
その他未払費用	4,018	2,927
流動負債合計	300,094	233,052
負債合計	300,094	233,052
純資産の部		
元本等		
元本	53,316,151	39,655,242
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,303,392	△8,322,947
（分配準備積立金）	35,016,601	25,892,197
元本等合計	42,012,759	31,332,295
純資産合計	42,012,759	31,332,295
負債純資産合計	42,312,853	31,565,347

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年１月21日 至 2020年７月20日	当期 自 2020年７月21日 至 2021年１月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	△2,700,677	1,414,117
営業収益合計	△2,700,677	1,414,117
営業費用		
受託者報酬	6,801	6,127
委託者報酬	158,590	143,031
その他費用	22,538	20,319
営業費用合計	187,929	169,477
営業利益又は営業損失（△）	△2,888,606	1,244,640
経常利益又は経常損失（△）	△2,888,606	1,244,640
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,888,606	1,244,640
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△370	△80,597
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,497,808	△11,303,392
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,989	3,394,197
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,989	3,394,197
剰余金減少額又は欠損金増加額	340,640	336,480
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	340,640	336,480
分配金	1,578,697	1,402,509
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,303,392	△8,322,947

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2020年７月18日及び19日が休日のため、信託約款第31条第２項により、当特定期間開始日を2020年７月21日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
1.期首元本額 51,762,911円 期中追加設定元本額 1,568,992円 期中解約元本額 15,752円 2.特定期間末日における受益権の総数 53,316,151口 3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,303,392円であります。	1.期首元本額 53,316,151円 期中追加設定元本額 1,556,414円 期中解約元本額 15,217,323円 2.特定期間末日における受益権の総数 39,655,242口 3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,322,947円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年１月21日 至 2020年７月20日	当期 自 2020年７月21日 至 2021年１月18日
分配金の計算過程 (2020年１月21日から2020年２月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(140,205円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,704,062円)及び分配準備積立金(34,224,623円)より分配対象収益は45,068,890円(１万口当たり8,668.31円)であり、うち259,963円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (2020年２月19日から2020年３月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(107,085円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,615,580円)及び分配準備積立金(34,355,027円)より分配対象収益は45,077,692円(１万口当たり8,638.83円)であり、うち260,901円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (2020年３月19日から2020年４月20日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(145,629円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,596,895円)及び分配準備積立金(34,462,112円)より分配対象収益は45,204,636円(１万口当たり8,616.60円)であり、うち262,311円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 (2020年７月21日から2020年８月18日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(131,243円)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,503,598円)及び分配準備積立金(35,016,601円)より分配対象収益は45,651,442円(１万口当たり8,518.24円)であり、うち267,962円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (2020年８月19日から2020年９月18日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(103,431円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,503,093円)及び分配準備積立金(35,147,844円)より分配対象収益は45,754,368円(１万口当たり8,487.44円)であり、うち269,541円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (2020年９月19日から2020年10月19日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(101,007円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,476,767円)及び分配準備積立金(35,250,409円)より分配対象収益は45,828,183円(１万口当たり8,456.08円)であり、うち270,977円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(2020年４月21日から2020年５月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(142,354円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,583,249円)及び分配準備積立金(34,607,741円)より分配対象収益は45,333,344円(１万口当たり8,593.58円)であり、うち263,762円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(2020年10月20日から2020年11月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(72,113円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,575,754円)及び分配準備積立金(25,608,064円)より分配対象収益は33,255,931円(１万口当たり8,424.19円)であり、うち197,383円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
(2020年５月19日から2020年６月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(137,568円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,561,889円)及び分配準備積立金(34,750,051円)より分配対象収益は45,449,508円(１万口当たり8,569.53円)であり、うち265,180円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(2020年11月19日から2020年12月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(136,636円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,545,289円)及び分配準備積立金(25,678,704円)より分配対象収益は33,360,629円(１万口当たり8,408.64円)であり、うち198,370円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
(2020年６月19日から2020年７月20日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(129,121円)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,535,441円)及び分配準備積立金(34,887,480円)より分配対象収益は45,552,042円(１万口当たり8,543.75円)であり、うち266,580円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(2020年12月19日から2021年１月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(207,316円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,461,584円)及び分配準備積立金(25,684,881円)より分配対象収益は33,353,781円(１万口当たり8,410.92円)であり、うち198,276円(１万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を主要投資対象としております。 投資する投資信託受益証券は、インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）、親投資信託受益証券は、インベスコ　新興国社債　マザーファンドです。 投資信託受益証券は、債券の価格変動リスク、信用リスク等にさらされております。 親投資信託受益証券は、債券の価格変動リスク、デリバティブの価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされております。 また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項　目	前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種　　類	前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△5	―
親投資信託受益証券	788,544	274,444
合　　計	788,539	274,444

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2020年１月21日 至 2020年７月20日	当期 自 2020年７月21日 至 2021年１月18日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
１口当たり純資産額　0.7880円 (１万口当たり純資産額　7,880円)	１口当たり純資産額　0.7901円 (１万口当たり純資産額　7,901円)

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(投資信託受益証券)

(2021年１月18日現在)

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）	50,006	49,775	
	合計	50,006	49,775	

(親投資信託受益証券)

(2021年１月18日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	インベスコ　新興国社債　マザーファンド	25,891,867	31,505,223	
	合計	25,891,867	31,505,223	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
資産の部		
流動資産		
投資信託受益証券	49,795	49,775
親投資信託受益証券	10,893,267	11,717,597
派生商品評価勘定	－	2,471
未収入金	－	793,689
流動資産合計	10,943,062	12,563,532
資産合計	10,943,062	12,563,532
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	20,712	72,334
未払収益分配金	35,048	35,639
未払解約金	－	793,689
未払受託者報酬	319	348
未払委託者報酬	7,399	8,108
その他未払費用	1,036	1,145
流動負債合計	64,514	911,263
負債合計	64,514	911,263
純資産の部		
元本等		
元本	11,682,712	11,879,694
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△804,164	△227,425
（分配準備積立金）	6,745,733	5,175,488
元本等合計	10,878,548	11,652,269
純資産合計	10,878,548	11,652,269
負債純資産合計	10,943,062	12,563,532

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年１月21日 至 2020年７月20日	当期 自 2020年７月21日 至 2021年１月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	△806,264	529,160
為替差損益	223,065	350,660
営業収益合計	△583,199	879,820
営業費用		
支払利息	6	－
受託者報酬	1,806	1,901
委託者報酬	41,912	44,464
その他費用	5,881	6,224
営業費用合計	49,605	52,589
営業利益又は営業損失（△）	△632,804	827,231
経常利益又は経常損失（△）	△632,804	827,231
当期純利益又は当期純損失（△）	△632,804	827,231
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,154	2,455
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△40,873	△804,164
剰余金増加額又は欠損金減少額	500,409	101,932
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	498,362	101,932
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,047	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	414,802	129,091
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,491	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	411,311	129,091
分配金	214,940	220,878
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△804,164	△227,425

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、当ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2020年７月18日及び19日が休日のため、信託約款第31条第２項により、当特定期間開始日を2020年７月21日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
1.期首元本額 13,023,094円 期中追加設定元本額 5,397,284円 期中解約元本額 6,737,666円	1.期首元本額 11,682,712円 期中追加設定元本額 4,065,800円 期中解約元本額 3,868,818円
2.特定期間末日における受益権の総数 11,682,712口	2.特定期間末日における受益権の総数 11,879,694口
3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は804,164円であります。	3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は227,425円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年１月21日 至 2020年７月20日	当期 自 2020年７月21日 至 2021年１月18日
分配金の計算過程 (2020年１月21日から2020年２月18日までの計算期間) 　計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(38,700円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,939,197円)及び分配準備積立金(9,795,093円)より分配対象収益は12,772,990円(１万口当たり10,332.39円)であり、うち37,086円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 　なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (2020年２月19日から2020年３月18日までの計算期間) 　計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(27,758円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,173,636円)及び分配準備積立金(9,047,292円)より分配対象収益は12,248,686円(１万口当たり10,325.82円)であり、うち35,586円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 　なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (2020年３月19日から2020年４月20日までの計算期間) 　計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(36,382円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,060,642円)及び分配準備積立金(8,731,419円)より分配対象収益は11,828,443円(１万口当たり10,327.59円)であり、うち34,359円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 　なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 (2020年７月21日から2020年８月18日までの計算期間) 　計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(36,223円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,578,538円)及び分配準備積立金(6,745,732円)より分配対象収益は12,360,493円(１万口当たり10,333.55円)であり、うち35,884円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 　なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (2020年８月19日から2020年９月18日までの計算期間) 　計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(26,885円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,464,395円)及び分配準備積立金(6,646,048円)より分配対象収益は12,137,328円(１万口当たり10,326.42円)であり、うち35,260円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 　なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (2020年９月19日から2020年10月19日までの計算期間) 　計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(28,123円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(6,117,917円)及び分配準備積立金(6,672,926円)より分配対象収益は12,818,966円(１万口当たり10,320.62円)であり、うち37,262円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 　なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(2020年４月21日から2020年５月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(40,086円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,956,918円)及び分配準備積立金(8,065,988円)より分配対象収益は13,062,992円(１万口当たり10,332.23円)であり、うち37,928円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(2020年10月20日から2020年11月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(33,208円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,801,125円)及び分配準備積立金(6,351,635円)より分配対象収益は12,185,968円(１万口当たり10,318.73円)であり、うち35,428円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
(2020年５月19日から2020年６月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(35,543円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,134,506円)及び分配準備積立金(6,864,911円)より分配対象収益は12,034,960円(１万口当たり10,335.33円)であり、うち34,933円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(2020年11月19日から2020年12月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(58,809円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,821,122円)及び分配準備積立金(6,383,638円)より分配対象収益は14,263,569円(１万口当たり10,334.57円)であり、うち41,405円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
(2020年６月19日から2020年７月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(31,872円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,325,590円)及び分配準備積立金(6,713,861円)より分配対象収益は12,071,323円(１万口当たり10,332.63円)であり、うち35,048円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(2020年12月19日から2021年１月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(75,198円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,147,180円)及び分配準備積立金(5,100,290円)より分配対象収益は12,322,668円(１万口当たり10,372.86円)であり、うち35,639円(１万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を主要投資対象としております。 投資する投資信託受益証券は、インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）、親投資信託受益証券は、インベスコ　新興国社債　マザーファンドです。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動により価値の変動が生ずることもありますが、取引の利用目的を為替ヘッジ目的、円貨確定目的に限定しているため当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。 投資信託受益証券は、債券の価格変動リスク、信用リスク等にさらされております。 親投資信託受益証券は、債券の価格変動リスク、デリバティブの価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされております。 また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項　目	前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種　　類	前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△5	―
親投資信託受益証券	202,311	91,482
合　　計	202,306	91,482

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期(2020年７月20日現在)

種　　類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売　　建				
アメリカドル	10,629,565	－	10,650,277	△20,712
合　　計	10,629,565	－	10,650,277	△20,712

当期(2021年１月18日現在)

種　　類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買　　建				
アメリカドル	581,089	－	581,280	191
売　　建				
アメリカドル	11,721,626	－	11,791,680	△70,054
合　　計	12,302,715	－	12,372,960	△69,863

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)当特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①同特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

②同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2020年１月21日 至 2020年７月20日	当期 自 2020年７月21日 至 2021年１月18日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

前期 (2020年７月20日現在)	当期 (2021年１月18日現在)
１口当たり純資産額　0.9312円 (１万口当たり純資産額　9,312円)	１口当たり純資産額　0.9809円 (１万口当たり純資産額　9,809円)

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(投資信託受益証券)

(2021年１月18日現在)

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）	50,006	49,775	
	合計	50,006	49,775	

(親投資信託受益証券)

(2021年１月18日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	インベスコ　新興国社債　マザーファンド	9,629,847	11,717,597	
	合計	9,629,847	11,717,597	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ　新興国社債　マザーファンド」受益証券及び「インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、「インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」、「親投資信託受益証券」は、すべて「インベスコ　新興国社債　マザーファンド」の受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ　新興国社債　マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区　分	注記番号	(2020年７月20日現在)	(2021年１月18日現在)
		金　　額	金　　額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		948,501	1,723,234
投資証券		52,207,603	42,302,012
流動資産合計		53,156,104	44,025,246
資産合計		53,156,104	44,025,246
負債の部			
流動負債			
未払解約金		－	804,038
未払利息		2	4
流動負債合計		2	804,042
負債合計		2	804,042
純資産の部			
元本等			
元本		45,706,213	35,521,714
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		7,449,889	7,699,490
元本等合計		53,156,102	43,221,204
純資産合計		53,156,102	43,221,204
負債純資産合計		53,156,104	44,025,246

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 　時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2020年７月20日現在)	
1.本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	47,385,666円
同期中における追加設定元本額	6,188,802円
同期中における解約元本額	7,868,255円
同特定期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金　　額)
インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	36,339,689円
インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	9,366,524円
合計	45,706,213円
2.本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	45,706,213口

(2021年１月18日現在)	
1.本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	45,706,213円
同期中における追加設定元本額	4,742,458円
同期中における解約元本額	14,926,957円
同特定期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金　　額)
インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	25,891,867円
インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	9,629,847円
合計	35,521,714円
2.本書における開示対象ファンドの特定期間末日における 当該親投資信託の受益権の総数	35,521,714口

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券を主要投資対象としております。 投資する主な投資証券は、インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド　クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）です。 投資証券は、債券の価格変動リスク、デリバティブの価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされております。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2020年７月20日現在)	(2021年１月18日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種　　類	(2020年７月20日現在)	(2021年１月18日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	△2,800,901	2,229,445
合　　計	△2,800,901	2,229,445

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(2020年７月20日現在)	(2021年１月18日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2020年１月21日 至 2020年７月20日	自 2020年７月21日 至 2021年１月18日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

(2020年７月20日現在)	(2021年１月18日現在)
１口当たり純資産額　1.1630円 (１万口当たり純資産額　11,630円)	１口当たり純資産額　1.2168円 (１万口当たり純資産額　12,168円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(投資証券)

(2021年１月18日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額		備考
				単価	金額	
投資証券	アメリカドル	インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）	38,195	10.66	407,416.09	
		アメリカドル小計	38,195		407,416.09 (42,302,012)	
	合計				42,302,012 (42,302,012)	

(注)1.小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券　　１銘柄	100.00%	100.00%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

インベスコ　新興国社債　マザーファンドは、「インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同ファンドの投資証券です。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

「インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド」投資証券の状況

「インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド」投資証券は、ルクセンブルグ籍外国投資法人が発行するクラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）です。同投資信託は、現地の法律に基づいて財務諸表が作成され、公認会計士により財務書類の監査を受けております。

以下に掲載している2020年２月29日現在の純資産額計算書、損益計算書及び純資産額変動計算書及び投資有価証券明細表は、現地FINANCIAL STATEMENTSから抜粋しております。

(1)純資産額計算書

（2020年２月29日現在）
（単位：米ドル）

資産	
投資有価証券、時価	**106,016,563**
流動資産	
受益証券発行未収金	**443,143**
その他の未収金	**1,214,694**
銀行預金	**2,622,493**
為替先物予約に係る未実現利益	**344,199**
資産合計	**110,641,092**
流動負債	
受益証券買戻未払金	**3,390,182**
その他の未払金	**93,749**
為替先物予約に係る未実現損失	**63,471**
負債合計	**3,547,402**
純資産額	**107,093,690**

(2)損益計算書及び純資産額変動計算書

（2019年３月１日から2020年２月29日までの期間）
（単位：米ドル）

収益	
受取配当金	105,579
受取利息（債券）	5,276,260
マーケットディスカウントの増価／（マーケットプレミアムの償却）	465,896
	5,847,735
費用	
運用及び投資顧問会社報酬	1,754,237
サービス代行報酬	198,463
保管報酬	16,823
税金	61,433
事務代行費用	41,392
当座借越利息	1,236
その他運営費用	1,929
	2,075,513
当期投資純利益／（損失）	3,772,222
支払及び未払分配金	(2,636,785)
受益証券発行／（買戻）による純収益／（支払）金	(4,603,745)
投資有価証券、デリバティブ及び外国通貨の処分に係る実現純利益／（損失）	540,146
為替先物予約に係る未実現評価益／損の純変動額	255,721
投資有価証券に係る未実現評価益／損の純変動額	3,303,828
外国通貨及びその他取引に係る未実現評価益／損の純変動額	27,563
期首純資産額	106,434,740
期末純資産額	107,093,690

(3)投資有価証券明細表

（2020年２月29日現在）

銘柄	額面／株数	時価（米ドル）	純資産に占める割合（%）
公的な証券取引所に上場を認められているまたは他の規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券			
債券			
アルゼンチン			
Argentine Republic Government International Bond 6.875% USD 26/01/2027	1,000,000	437,857	0.41
Argentine Republic Government International Bond 6.875% USD 11/01/2048	1,800,000	729,801	0.68
Generacion Mediterranea SA / Generacion Frias SA / Central Termica Roca SA 9.625% USD 27/07/2023	200,000	130,650	0.12
Telecom Argentina SA 8% USD 18/07/2026	500,000	476,562	0.45
YPF SA 6.95% USD 21/07/2027	1,400,000	1,137,987	1.06
		2,912,857	2.72
オーストリア			
JBS Investments II GmbH 5.75% USD 15/01/2028	600,000	633,390	0.59
JBS Investments II GmbH 7% USD 15/01/2026	600,000	645,912	0.60
Suzano Austria GmbH 7% USD 16/03/2047	453,000	540,486	0.50
		1,819,788	1.69
バミューダ			
Geopark Ltd 5.5% USD 17/01/2027	215,000	208,980	0.20
Geopark Ltd 6.5% USD 21/09/2024	540,000	554,831	0.52
Inkia Energy Ltd 5.875% USD 09/11/2027	800,000	847,008	0.79
Ooredoo International Finance Ltd 5% USD 19/10/2025	1,000,000	1,135,055	1.06
		2,745,874	2.57
ブラジル			
Banco BTG Pactual SA/Cayman Islands 4.5% USD 10/01/2025	850,000	877,838	0.82
BRF SA 4.875% USD 24/01/2030	545,000	553,175	0.51
Globo Comunicacao e Participacoes SA 4.875% USD 22/01/2030	200,000	202,350	0.19
Itau Unibanco Holding SA/Cayman Island FRN 4.625% USD Perpetual	1,000,000	961,630	0.90
		2,594,993	2.42
カナダ			
Canacol Energy Ltd 7.25% USD 03/05/2025	550,000	579,796	0.54
First Quantum Minerals Ltd 7.25% USD 15/05/2022	950,000	944,281	0.88
First Quantum Minerals Ltd 7.25% USD 01/04/2023	630,000	616,351	0.58
		2,140,428	2.00
ケイマン諸島			

ABQ Finance Ltd 3.5% USD 22/02/2022	900,000	919,777	0.86
ADCB Finance Cayman Ltd 4% USD 29/03/2023	400,000	420,536	0.39
Alibaba Group Holding Ltd 3.4% USD 06/12/2027	750,000	810,034	0.76
Bioceanico Sovereign Certificate Ltd 0% USD 05/06/2034	239,000	172,223	0.16
China Evergrande Group 8.25% USD 23/03/2022	275,000	262,625	0.24
China Evergrande Group 11.5% USD 22/01/2023	550,000	545,187	0.51
Country Garden Holdings Co Ltd 5.125% USD 17/01/2025	700,000	702,140	0.65
CSN Islands XI Corp 6.75% USD 28/01/2028	800,000	740,208	0.69
Dar Al-Arkan Sukuk Co Ltd 6.875% USD 21/03/2023	680,000	692,385	0.65
DP World Crescent Ltd 3.875% USD 18/07/2029	300,000	307,514	0.29
DP World Crescent Ltd 4.848% USD 26/09/2028	600,000	656,688	0.61
Emaar Sukuk Ltd 3.635% USD 15/09/2026	600,000	610,500	0.57
Emaar Sukuk Ltd 3.875% USD 17/09/2029	550,000	557,425	0.52
Fibria Overseas Finance Ltd 5.5% USD 17/01/2027	900,000	989,197	0.92
Grupo Aval Ltd 4.75% USD 26/09/2022	500,000	520,536	0.49
Industrial Senior Trust 5.5% USD 01/11/2022	950,000	992,076	0.93
JD.com Inc 4.125% USD 14/01/2050	210,000	234,106	0.22
Latam Finance Ltd 7% USD 01/03/2026	525,000	539,787	0.50
Lima Metro Line 2 Finance Ltd 4.35% USD 05/04/2036	555,000	606,856	0.57
Longfor Group Holdings Ltd 4.5% USD 16/01/2028	600,000	651,750	0.61
Melco Resorts Finance Ltd 4.875% USD 06/06/2025	600,000	605,527	0.56
Mumtalakat Sukuk Holding Co 5.625% USD 27/02/2024	200,000	214,250	0.20
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd 0% USD 02/06/2025	331,683	309,709	0.29
QNB Finance Ltd 2.75% USD 12/02/2027	245,000	248,595	0.23
Rutas 2 and 7 Finance Ltd 0% USD 30/09/2036	740,000	523,502	0.49
Sands China Ltd 5.125% USD 08/08/2025	1,000,000	1,124,905	1.05
Shimao Property Holdings Ltd 5.2% USD 30/01/2025	650,000	674,375	0.63
SPARC EM SPC Panama Metro Line 2 SP 0% USD 05/12/2022	412,179	394,279	0.37
Sunac China Holdings Ltd 7.95% USD 08/08/2022	600,000	628,500	0.59
Wynn Macau Ltd 144A 5.125% USD 15/12/2029	413,000	408,870	0.38

		17,064,062	15.93
チリ			
AES Gener SA FRN 7.125% USD 26/03/2079	370,000	397,471	0.37
Banco del Estado de Chile 2.704% USD 09/01/2025	235,000	237,996	0.22
Celulosa Arauco y Constitucion SA 4.2% USD 29/01/2030	1,265,000	1,298,965	1.21
Celulosa Arauco y Constitucion SA 5.15% USD 29/01/2050	600,000	625,050	0.58
Colbun SA 3.95% USD 11/10/2027	450,000	478,973	0.45
Empresa Electrica Cochrane SpA 5.5% USD 14/05/2027	600,000	621,756	0.58
Empresa Nacional del Petroleo 5.25% USD 06/11/2029	513,000	583,825	0.55
SACI Falabella 3.75% USD 30/10/2027	375,000	390,545	0.37
		4,634,581	4.33
コロンビア			
Banco de Bogota SA 4.375% USD 03/08/2027	400,000	429,143	0.40
Colombia Telecomunicaciones SA ESP FRN 8.5% USD Perpetual	750,000	753,521	0.71
Ecopetrol SA 5.375% USD 26/06/2026	1,600,000	1,801,756	1.68
		2,984,420	2.79
コスタリカ			
Banco Nacional de Costa Rica 5.875% USD 25/04/2021	243,000	247,352	0.23
香港			
Bank of East Asia Ltd/The FRN 5.5% USD Perpetual	550,000	558,547	0.52
インド			
Indian Railway Finance Corp Ltd 3.249% USD 13/02/2030	255,000	260,052	0.24
Indian Railway Finance Corp Ltd 3.95% USD 13/02/2050	215,000	226,599	0.21
		486,651	0.45
インドネシア			
Indonesia Asahan Aluminium Persero PT 5.71% USD 15/11/2023	205,000	227,436	0.21
Indonesia Asahan Aluminium Persero PT 6.53% USD 15/11/2028	205,000	255,707	0.24
Pertamina Persero PT 3.1% USD 25/08/2030	200,000	200,884	0.19
Pertamina Persero PT 4.15% USD 25/02/2060	200,000	201,881	0.19
Pertamina Persero PT 4.175% USD 21/01/2050	650,000	667,861	0.62
Perusahaan Listrik Negara PT 4.375% USD 05/02/2050	420,000	444,937	0.42
Saka Energi Indonesia PT 4.45% USD 05/05/2024	600,000	612,482	0.57
		2,611,188	2.44
アイルランド			
Credit Bank of Moscow Via CBOM Finance Plc 4.7% USD 29/01/2025	700,000	699,930	0.65

Credit Bank of Moscow Via CBOM Finance Plc 5.15% EUR 20/02/2024	500,000	587,623	0.55
MMC Norilsk Nickel OJSC Via MMC Finance DAC 4.1% USD 11/04/2023	500,000	520,000	0.49
Sovcombank Via SovCom Capital DAC FRN 8% USD 07/04/2030	500,000	545,625	0.51
Vnesheconombank Via VEB Finance Plc 6.025% USD 05/07/2022	500,000	540,199	0.50
		2,893,377	2.70
イスラエル			
Bank Leumi Le-Israel BM 144A FRN 3.275% USD 29/01/2031	231,000	232,429	0.22
Israel Electric Corp Ltd 144A 4.25% USD 14/08/2028	500,000	558,440	0.52
		790,869	0.74
ジャマイカ			
TransJamaican Highway Ltd 5.75% USD 10/10/2036	755,000	791,618	0.74
ルクセンブルグ			
ALROSA Finance SA 4.65% USD 09/04/2024	370,000	394,551	0.37
Ecuador Social Bond Sarl 0% USD 30/01/2035	410,000	256,250	0.24
Gazprom PJSC Via Gaz Capital SA 5.15% USD 11/02/2026	520,000	580,706	0.54
Kenbourne Invest SA 6.875% USD 26/11/2024	595,000	617,312	0.58
MHP Lux SA 6.25% USD 19/09/2029	1,000,000	1,002,674	0.94
Millicom International Cellular SA 5.125% USD 15/01/2028	800,000	835,226	0.78
Puma International Financing SA 5.125% USD 06/10/2024	831,000	813,876	0.76
Sberbank of Russia Via SB Capital SA 5.25% USD 23/05/2023	600,000	645,750	0.60
		5,146,345	4.81
モーリシャス			
Azure Power Solar Energy Pvt Ltd 5.65% USD 24/12/2024	410,000	427,937	0.40
HTA Group Ltd/Mauritius 9.125% USD 08/03/2022	600,000	614,250	0.57
MTN Mauritius Investments Ltd 6.5% USD 13/10/2026	500,000	576,875	0.54
		1,619,062	1.51
メキシコ			
Alpha Holding SA de CV 9% USD 10/02/2025	500,000	501,250	0.47
America Movil SAB de CV 3.625% USD 22/04/2029	1,000,000	1,102,628	1.03
Axtel SAB de CV 6.375% USD 14/11/2024	600,000	627,957	0.59
Banco Mercantil del Norte SA/Grand Cayman FRN 7.5% USD Perpetual	470,000	533,807	0.50
Braskem Idesa SAPI 7.45% USD 15/11/2029	625,000	627,656	0.59

Cibanco SA Ibm / PLA Administradora Industrial S de RL de CV 4.962% USD 18/07/2029	300,000	327,375	0.30
Credito Real SAB de CV SOFOM ER 5% EUR 01/02/2027	200,000	232,199	0.22
Credito Real SAB de CV SOFOM ER 9.5% USD 07/02/2026	300,000	346,462	0.32
El Puerto de Liverpool SAB de CV 3.875% USD 06/10/2026	600,000	630,508	0.59
Minera Mexico SA de CV 4.5% USD 26/01/2050	330,000	341,034	0.32
Petroleos Mexicanos 5.95% USD 28/01/2031	255,000	254,745	0.24
Petroleos Mexicanos 6.49% USD 23/01/2027	277,000	295,047	0.27
Petroleos Mexicanos 6.875% USD 04/08/2026	600,000	662,848	0.62
Trust F/1401 4.869% USD 15/01/2030	580,000	635,477	0.59
Unifin Financiera SAB de CV 7.375% USD 12/02/2026	260,000	262,693	0.24
		7,381,686	6.89
モロッコ			
OCP SA 4.5% USD 22/10/2025	600,000	651,750	0.61
OCP SA 6.875% USD 25/04/2044	400,000	535,500	0.50
		1,187,250	1.11
オランダ			
AES Andres BV / Dominican Power Partners / Empresa Generadora de Electricidad It 7.95% USD 11/05/2026	458,000	489,672	0.46
Braskem Netherlands Finance BV 4.5% USD 10/01/2028	580,000	574,402	0.54
Braskem Netherlands Finance BV 4.5% USD 31/01/2030	300,000	293,700	0.27
Lukoil International Finance BV 4.75% USD 02/11/2026	800,000	897,924	0.84
MDGH - GMTN BV 2.5% USD 07/11/2024	350,000	357,773	0.33
MDGH - GMTN BV 2.875% USD 07/11/2029	475,000	493,774	0.46
Petrobras Global Finance BV 144A 5.093% USD 15/01/2030	1,033,000	1,111,766	1.04
Petrobras Global Finance BV 6.9% USD 19/03/2049	360,000	433,161	0.41
Prosus NV 3.68% USD 21/01/2030	200,000	208,049	0.19
SABIC Capital II BV 4% USD 10/10/2023	200,000	212,400	0.20
Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV 2.8% USD 21/07/2023	650,000	612,030	0.57
Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV 4.1% USD 01/10/2046	500,000	403,700	0.38
Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV 6% USD 15/04/2024	250,000	257,221	0.24
Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV 6.75% USD 01/03/2028	200,000	214,270	0.20

Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV 144A 7.125% USD 31/01/2025	1,400,000	1,493,919	1.39
		8,053,761	7.52
オマーン			
Oman Government International Bond 4.875% USD 01/02/2025	300,000	305,479	0.29
Oman Government International Bond 6% USD 01/08/2029	515,000	528,956	0.49
		834,435	0.78
パナマ			
AES El Salvador Trust II 6.75% USD 28/03/2023	606,000	607,264	0.57
AES Panama SRL 6% USD 25/06/2022	550,000	563,674	0.52
Cable Onda SA 4.5% USD 30/01/2030	295,000	299,912	0.28
Empresa de Transmision Electrica SA 5.125% USD 02/05/2049	400,000	478,678	0.45
Global Bank Corp FRN 5.25% USD 16/04/2029	685,000	753,500	0.70
		2,703,028	2.52
パラグアイ			
Telefonica Celular del Paraguay SA 5.875% USD 15/04/2027	200,000	210,570	0.20
ペルー			
Banco Internacional del Peru SAA Interbank 3.375% USD 18/01/2023	950,000	976,519	0.91
Inretail Pharma SA 5.375% USD 02/05/2023	700,000	733,541	0.69
Minsur SA 6.25% USD 07/02/2024	545,000	599,519	0.56
Patrimonio EN Fideicomiso DS 093-2002-EF-Inretail Shopping Malls 5.75% USD 03/04/2028	500,000	542,049	0.51
Peru LNG Srl 5.375% USD 22/03/2030	300,000	267,107	0.25
		3,118,735	2.92
サウジアラビア			
Saudi Arabian Oil Co 3.5% USD 16/04/2029	312,000	335,579	0.31
Saudi Arabian Oil Co 4.25% USD 16/04/2039	673,000	749,028	0.70
Saudi Government International Bond 3.75% USD 21/01/2055	1,325,000	1,356,469	1.27
		2,441,076	2.28
シンガポール			
Indika Energy Capital III Pte Ltd 5.875% USD 09/11/2024	800,000	760,080	0.71
Medco Bell Pte Ltd 6.375% USD 30/01/2027	350,000	329,375	0.31
		1,089,455	1.02
韓国			
Woori Bank 4.75% USD 30/04/2024	800,000	877,790	0.82
国際機関			
Africa Finance Corp 3.75% USD 30/10/2029	1,000,000	1,045,515	0.98

African Export-Import Bank/The 4.125% USD 20/06/2024	600,000	638,211	0.59
		1,683,726	1.57
タイ			
Bangkok Bank PCL/Hong Kong FRN 3.733% USD 25/09/2034	645,000	673,364	0.63
PTTEP Treasury Center Co Ltd 2.993% USD 15/01/2030	700,000	736,069	0.69
		1,409,433	1.32
トリニダード・トバゴ			
Trinidad Petroleum Holdings Ltd 144A 9.75% USD 15/06/2026	600,000	687,750	0.64
トルコ			
Coca-Cola Icecek AS 4.215% USD 19/09/2024	740,000	752,950	0.70
KOC Holding AS 6.5% USD 11/03/2025	500,000	529,044	0.49
Turk Telekomunikasyon AS 6.875% USD 28/02/2025	625,000	667,188	0.62
Turkiye Garanti Bankasi AS 5.875% USD 16/03/2023	250,000	255,665	0.24
Turkiye Is Bankasi AS 6% USD 24/10/2022	600,000	597,990	0.56
Turkiye Vakiflar Bankasi TAO 8.125% USD 28/03/2024	525,000	562,348	0.53
		3,365,185	3.14
ウクライナ			
Ukraine Government International Bond 8.994% USD 01/02/2024	400,000	452,384	0.42
VF Ukraine PAT via VFU Funding Plc 6.2% USD 11/02/2025	405,000	407,946	0.38
		860,330	0.80
アラブ首長国連邦			
Abu Dhabi National Energy Co PJSC 4.375% USD 22/06/2026	1,400,000	1,566,873	1.46
Kuwait Projects Co SPC Ltd 4.229% USD 29/10/2026	540,000	561,335	0.52
Oztel Holdings SPC Ltd 5.625% USD 24/10/2023	552,000	584,430	0.55
		2,712,638	2.53
イギリス			
Franshion Brilliant Ltd FRN 5.75% USD Perpetual	400,000	397,000	0.37
Gazprom PJSC via Gaz Finance Plc 3.25% USD 25/02/2030	1,000,000	1,000,167	0.93
Huarong Finance II Co Ltd FRN 2.875% USD Perpetual	900,000	896,752	0.84
Petra Diamonds US Treasury Plc 7.25% USD 01/05/2022	500,000	298,747	0.28
Proven Honour Capital Ltd 4.125% USD 06/05/2026	500,000	533,125	0.50
Sinopec Group Overseas Development 2018 Ltd 2.5% USD 08/08/2024	1,200,000	1,228,169	1.14
Studio City Finance Ltd 7.25% USD 11/02/2024	583,000	611,908	0.57
Tullow Oil Plc 7% USD 01/03/2025	600,000	421,494	0.39
		5,387,362	5.02
アメリカ合衆国			

Gran Tierra Energy Inc 7.75% USD 23/05/2027	600,000	548,250	0.51
NBM US Holdings Inc 7% USD 14/05/2026	400,000	423,453	0.40
Sasol Financing USA LLC 5.875% USD 27/03/2024	730,000	775,652	0.73
		1,747,355	1.64
ウズベキスタン			
Uzbek Industrial and Construction Bank ATB 5.75% USD 02/12/2024	485,000	523,912	0.49
債券合計		98,317,489	91.80
公的な証券取引所に上場を認められているまたは他の規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		98,317,489	91.80
オープン・エンド型投資信託			
アイルランド			
Invesco Liquidity Funds plc - Invesco US Dollar Liquidity Portfolio	7,699,074	7,699,074	7.19
オープン・エンド型投資信託合計		7,699,074	7.19
投資有価証券合計		106,016,563	98.99

「インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」受益証券の状況

「インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」は、第６期計算期間(2019年11月21日から2020年11月20日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

(単位：円)

	第５期 (2019年11月20日現在)	第６期 (2020年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,369,143	2,366,913
流動資産合計	2,369,143	2,366,913
資産合計	2,369,143	2,366,913
負債の部		
流動負債		
未払利息	6	6
流動負債合計	6	6
負債合計	6	6
純資産の部		
元本等		
元本	2,377,565	2,377,565
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△8,428	△10,658
(分配準備積立金)	49	49
元本等合計	2,369,137	2,366,907
純資産合計	2,369,137	2,366,907
負債純資産合計	2,369,143	2,366,913

(2)損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第５期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日	第６期 自 2019年11月21日 至 2020年11月20日
営業収益		
営業収益合計	―	―
営業費用		
支払利息	2,198	2,188
その他費用	30	42
営業費用合計	2,228	2,230
営業利益又は営業損失(△)	△2,228	△2,230
経常利益又は経常損失(△)	△2,228	△2,230
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,228	△2,230
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△6,200	△8,428
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△8,428	△10,658

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第５期 (2019年11月20日現在)	第６期 (2020年11月20日現在)
1.期首元本額　2,377,565円 期中追加設定元本額　－円 期中解約元本額　－円 2.計算期間末日における受益権の総数 2,377,565口 3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,428円であります。	1.期首元本額　2,377,565円 期中追加設定元本額　－円 期中解約元本額　－円 2.計算期間末日における受益権の総数 2,377,565口 3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,658円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第５期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日	第６期 自 2019年11月21日 至 2020年11月20日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(46円)及び分配準備積立金(49円)より分配対象収益は95円(１万口当たり0.39円)ですが、分配を行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(46円)及び分配準備積立金(49円)より分配対象収益は95円(１万口当たり0.39円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、円貨建ての短期公社債及び短期金融商品を主要投資対象としております。 円貨建ての短期公社債及び短期金融商品は、債券の価格変動リスク、信用リスク等にさらされています。

3.金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項　目	第５期 (2019年11月20日現在)	第６期 (2020年11月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第５期 (2019年11月20日現在)	第６期 (2020年11月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

第５期 (2019年11月20日現在)	第６期 (2020年11月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第５期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日	第６期 自 2019年11月21日 至 2020年11月20日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

第５期 (2019年11月20日現在)	第６期 (2020年11月20日現在)
１口当たり純資産額　0.9965円 (１万口当たり純資産額　9,965円)	１口当たり純資産額　0.9955円 (１万口当たり純資産額　9,955円)

(4)附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2021年２月26日現在)

＜為替ヘッジなし＞

Ⅰ　資産総額	38,742,687　円
Ⅱ　負債総額	7,453　円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	38,735,234　円
Ⅳ　発行済数量	47,698,179　口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.8121　円

＜為替ヘッジあり＞

Ⅰ　資産総額	23,100,248　円
Ⅱ　負債総額	11,188,278　円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	11,911,970　円
Ⅳ　発行済数量	12,043,342　口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.9891　円

（参考）インベスコ　新興国社債　マザーファンド

Ⅰ　資産総額	50,637,173　円
Ⅱ　負債総額	5　円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	50,637,168　円
Ⅳ　発行済数量	40,197,279　口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.2597　円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2021年２月26日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近５カ年における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

①組織図

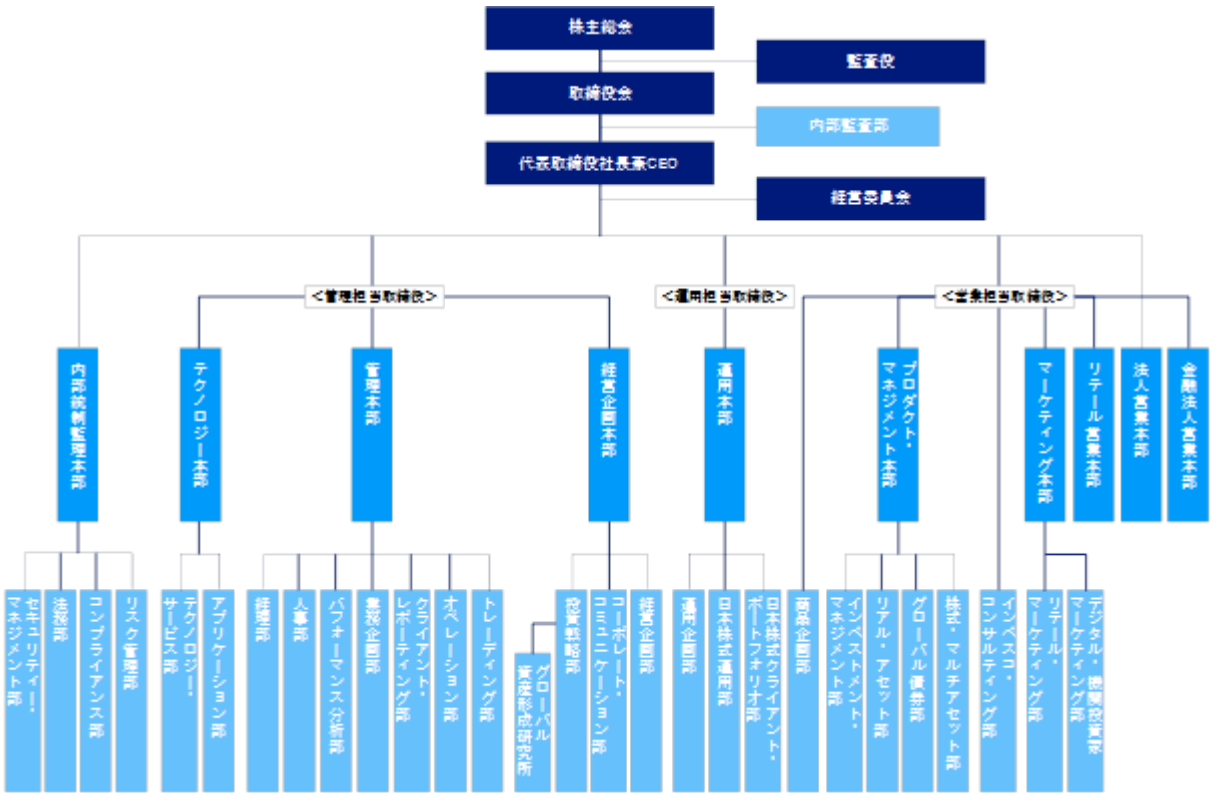

◆上記組織図における組織名称などは、2021年２月26日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、隔月で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(2021年２月26日現在)

基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
株式投資信託	127	2,538,965
公社債投資信託	2	9,981
合　計	129	2,548,947

＊ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。

３【委託会社等の経理状況】

1.　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	前事業年度（2019年12月31日） 内訳	前事業年度（2019年12月31日） 金額	当事業年度（2020年12月31日） 内訳	当事業年度（2020年12月31日） 金額
（資産の部）				
流動資産				
預金		2,102,723		2,164,795
前払費用		93,464		102,117
未収入金		1,334,813		1,161,017
未収委託者報酬		420,904		478,340
未収運用受託報酬		517,283		633,712
未収投資助言報酬		14,975		25,294
短期貸付金　※１		2,500,000		2,500,000
その他の流動資産		511		319
流動資産計		6,984,676		7,065,597
固定資産				
有形固定資産　※２				
建物附属設備	87,250		74,816	
器具備品	83,433		116,552	
建設仮勘定	22,651		147	
リース資産	10,641	203,976	7,865	199,382
無形固定資産				
ソフトウェア	61,134		54,891	
ソフトウェア仮勘定	5,982		4,526	
電話加入権	3,972		3,972	
のれん	262,274		237,296	
顧客関連資産	1,405,914	1,739,277	1,272,017	1,572,704
投資その他の資産				
投資有価証券	11,975		3,232	
差入保証金	386,931		387,073	
繰延税金資産	568,034		567,529	
その他の投資	6,045	972,986	4,130	961,965
固定資産計		2,916,240		2,734,052
資産合計		9,900,916		9,799,649

（単位：千円）

科目	前事業年度（2019年12月31日） 内訳	前事業年度（2019年12月31日） 金額	当事業年度（2020年12月31日） 内訳	当事業年度（2020年12月31日） 金額
（負債の部）				
流動負債				
預り金		42,071		47,399
リース債務		3,043		3,051
未払金				
未払償還金	37		27	
未払手数料	84,787		127,387	
その他未払金	229,112	313,937	274,590	402,005
未払費用		221,804		220,685
未払法人税等		223,999		59,737
未払消費税等		40,956		8,460
賞与引当金		1,307,575		1,339,032
その他の流動負債		22,543		23,800
流動負債計		2,175,932		2,104,171
固定負債				
長期預り金		117,535		117,535
リース債務		8,664		5,613
退職給付引当金		721,038		776,659
役員退職慰労引当金		111,506		76,535
資産除去債務		82,085		81,946
固定負債計		1,040,829		1,058,289
負債合計		3,216,762		3,162,461
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,276,443	1,276,443	1,229,257	1,229,257
利益剰余金合計		1,276,443		1,229,257
株主資本合計		6,683,396		6,636,210
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		757		977
評価・換算差額等合計		757		977
純資産合計		6,684,154		6,637,187
負債・純資産合計		9,900,916		9,799,649

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自　2019年1月1日 至　2019年12月31日) 内訳	前事業年度 (自　2019年1月1日 至　2019年12月31日) 金額	当事業年度 (自　2020年1月1日 至　2020年12月31日) 内訳	当事業年度 (自　2020年1月1日 至　2020年12月31日) 金額
営業収益				
委託者報酬		2,225,658		2,271,434
運用受託報酬		2,853,116		2,498,175
投資助言報酬		71,673		75,426
その他営業収益		3,618,920		3,882,344
営業収益計		8,769,368		8,727,381
営業費用				
支払手数料		757,626		817,411
広告宣伝費		109,237		51,601
調査費				
調査費	307,384		331,718	
委託調査費	625,973		628,412	
図書費	1,545	934,904	2,653	962,783
委託計算費		310,498		326,095
営業雑経費				
通信費	19,142		23,463	
印刷費	81,871		86,976	
協会費	11,237	112,251	12,178	122,618
営業費用計		2,224,518		2,280,511
一般管理費				
給料				
役員報酬	99,143		98,393	
給料・手当	1,872,168		1,887,524	
賞与	399,738	2,371,050	421,816	2,407,734
交際費		23,807		14,386
寄付金		1,200		760
旅費交通費		180,237		39,417
租税公課		80,707		91,601
不動産賃借料		367,305		375,704
退職給付費用		195,896		171,597
役員退職慰労引当金繰入額		12,524		12,443
賞与引当金繰入額		1,307,575		1,339,032
減価償却費		219,607		230,936
福利厚生費		283,336		287,630
諸経費		1,408,990		1,418,109
一般管理費計		6,452,239		6,389,353
営業利益		92,611		57,517

（単位：千円）

科目	前事業年度 （自　2019年1月1日 至　2019年12月31日） 内訳	前事業年度 （自　2019年1月1日 至　2019年12月31日） 金額	当事業年度 （自　2020年1月1日 至　2020年12月31日） 内訳	当事業年度 （自　2020年1月1日 至　2020年12月31日） 金額
営業外収益				
受取利息　※１		43,944		50,833
保険配当金		3,857		4,386
投資有価証券損益		1		487
雑益		179		243
営業外収益計		47,983		55,950
営業外費用				
支払利息		14		25
為替換算差損		3,948		695
固定資産除却損		73		179
雑損		4,044		4,816
営業外費用計		8,081		5,717
経常利益		132,513		107,750
税引前当期純利益		132,513		107,750
法人税、住民税及び事業税		262,118		154,528
法人税等調整額		△571,218		408
法人税等計		△309,099		154,936
当期純利益又は当期純損失(△)		441,613		△47,186

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2019年1月1日　至　2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	834,830	834,830	6,241,783
当期変動額						
当期純利益			441,613	441,613	441,613	441,613
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	441,613	441,613	441,613
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,276,443	1,276,443	6,683,396

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	354	354	6,242,138
当期変動額			
当期純利益			441,613
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	402	402	402
当期変動額合計	402	402	442,015
当期末残高	757	757	6,684,154

当事業年度（自　2020年1月1日　至　2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,276,443	1,276,443	6,683,396
当期変動額						
当期純損失（△）				△47,186	△47,186	△47,186
株主資本以外の項目の当期の変動額						
当期変動額合計	－	－	－	△47,186	△47,186	△47,186
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,229,257	1,229,257	6,636,210

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	757	757	6,684,154
当期変動額			
当期純損失（△）			△47,186
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	219	219	219
当期変動額合計	219	219	△46,966
当期末残高	977	977	6,637,187

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　5～18年

器具備品　　3～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（未適用の会計基準等）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　2020年３月31日）

(1) 概要
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日
2021年12月期の年度末より適用予定であります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）

(1) 概要
当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日
2021年12月期の年度末より適用予定であります。

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日）
「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日）

(1) 概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用して認識されます。
ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年７月４日）
「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）

(1) 概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。
・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１ 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期貸付金	2,500,000	2,500,000

※２ 有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	391,242	419,329

（損益計算書関係）

※１ 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自　2019年１月１日 至　2019年12月31日)	当事業年度 (自　2020年１月１日 至　2020年12月31日)
受取利息	43,944	50,833

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2019年１月１日　至 2019年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	―	―	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2020年１月１日　至 2020年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	―	―	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
1年内	249,762	166,508
1年超	166,508	―
合計	416,270	166,508

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１） 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（２） 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,102,723	2,102,723	－
(2)未収入金	1,334,813	1,334,813	－
(3)未収委託者報酬	420,904	420,904	－
(4)未収運用受託報酬	517,283	517,283	－
(5)未収投資助言報酬	14,975	14,975	－
(6)短期貸付金	2,500,000	2,500,000	－
(7)投資有価証券			
その他有価証券	11,975	11,975	－
(8)差入保証金	386,931	386,863	△67
資産計	7,289,606	7,289,539	△67
(1)預り金	(42,071)	(42,071)	－
(2)未払手数料	(84,787)	(84,787)	－
(3)その他未払金	(229,112)	(229,112)	－
(4)未払費用	(221,804)	(221,804)	－
(5)未払法人税等	(223,999)	(223,999)	－
(6)未払消費税等	(40,956)	(40,956)	－
(7)長期預り金	(117,535)	(117,513)	21
負債計	(960,267)	(960,245)	21

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,164,795	2,164,795	－
(2)未収入金	1,161,017	1,161,017	－
(3)未収委託者報酬	478,340	478,340	－
(4)未収運用受託報酬	633,712	633,712	－
(5)未収投資助言報酬	25,294	25,294	－
(6)短期貸付金	2,500,000	2,500,000	－
(7)投資有価証券			
その他有価証券	3,232	3,232	－
(8)差入保証金	387,073	387,205	132
資産計	7,353,466	7,353,598	132
(1)預り金	(47,399)	(47,399)	－
(2)未払手数料	(127,387)	(127,387)	－
(3)その他未払金	(274,590)	(274,590)	－
(4)未払費用	(220,685)	(220,685)	－
(5)未払法人税等	(59,737)	(59,737)	－
(6)未払消費税等	(8,460)	(8,460)	－
(7)長期預り金	(117,535)	(117,577)	△42
負債計	(855,795)	(855,838)	△42

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

前事業年度（2019年12月31日）

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬 (6)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(7)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(8)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払法人税等 (6)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(7)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度（2020年12月31日）

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬 (6)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(7)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(8)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払法人税等 (6)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(7)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,102,723	―	―
(2)未収入金	1,334,813	―	―
(3)未収委託者報酬	420,904	―	―
(4)未収運用受託報酬	517,283	―	―
(5)未収投資助言報酬	14,975	―	―
(6)短期貸付金	2,500,000	―	―
(7)差入保証金	―	386,931	―
合計	6,890,699	386,931	―

当事業年度（2020年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,164,795	―	―
(2)未収入金	1,161,017	―	―
(3)未収委託者報酬	478,340	―	―
(4)未収運用受託報酬	633,712	―	―
(5)未収投資助言報酬	25,294	―	―
(6)短期貸付金	2,500,000	―	―
(7)差入保証金	387,073	―	―
合計	7,350,233	―	―

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	8,883	9,979	1,095
小計	8,883	9,979	1,095
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	2,000	1,996	△3
小計	2,000	1,996	△3
合計	10,883	11,975	1,092

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	1,823	3,232	1,408
小計	1,823	3,232	1,408
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	1,823	3,232	1,408

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2019年１月１日　至 2019年12月31日）

前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

当事業年度（自　2020年１月１日　至 2020年12月31日）

当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (2019年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	652,632
退職給付費用	156,956
退職給付の支払額	△65,897
その他の未払金への振替額	△22,653
退職給付引当金の期末残高	721,038

（２）退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	前事業年度 (自　2019年１月１日 至　2019年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	156,956

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）において、38,940千円であります。

当事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (2020年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	721,038
退職給付費用	131,095
退職給付の支払額	△75,474
その他の未払金への振替額	―
退職給付引当金の期末残高	776,659

（２）退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	当事業年度 (自　2020年１月１日 至　2020年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	131,095

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）において、40,501千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	400,379	410,011
未払費用	27,123	28,500
未払退職金	6,936	-
株式報酬費用	94,642	100,682
退職給付引当金	220,781	237,813
役員退職給付引当金	34,143	23,435
資産除去債務	25,134	25,091
その他	41,068	29,477
繰延税金資産小計	850,209	855,013
評価性引当額	△280,059	△286,340
繰延税金資産合計	570,149	568,673
繰延税金負債		
資産除去債務	△1,781	△712
その他有価証券評価差額金	△334	△431
繰延税金負債合計	△2,115	△1,143
繰延税金資産（負債）の純額	568,034	567,529

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年12月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	86.2%
住民税均等割等	2.8%
評価性引当額の増減額	△348.2%
過年度法人税等調整額	△4.3%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△233.2%

当事業年度（2020年12月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	94.4%
住民税均等割等	3.5%
評価性引当額の増減額	5.8%
過年度法人税等調整額	1.3%
その他	8.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	143.7%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は△0.17%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 (自　2019年１月１日 至　2019年12月31日)	当事業年度 (自　2020年１月１日 至　2020年12月31日)
当期首残高	82,225	82,085
時の経過による調整額	△139	△139
当期末残高	82,085	81,946

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報

（１）営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,896,061	3,144,550	1,320,253	182,844	6,543,710

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	2,350,935	投資運用業
Invesco Management SA	345,967	投資運用業

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

（1）営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,298,569	3,419,581	1,545,865	191,930	6,455,946

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

（1）その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	2,666,108	投資運用業
Invesco Management SA	421,720	投資運用業

（2）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（4）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１） 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,328,158千米ドル	持株会社	(被所有)間接100%	資金の貸付	資金の返済 資金の貸付	500,000 1,000,000	短期貸付金	2,500,000

（注1）資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,328,158千米ドル	持株会社	(被所有)間接100%	資金の貸付	利息の受取	50,833	短期貸付金	2,500,000

（注1）資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

（２） 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco Advisers,Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	2,442,881	未収入金	958,169
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management,Inc.	1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA	4,502千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	687,941	未収入金	46,475

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注2）運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco Advisers,Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	2,931,854	未収入金	874,815
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management,Inc.	1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA	4,502千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	479,124	未収入金	58,806

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注2）運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holdings Company Ltd.（非上場）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自　2019年１月１日 至　2019年12月31日)	当事業年度 (自　2020年１月１日 至　2020年12月31日)
１株当たり純資産額 167,103円85銭 １株当たり当期純利益金額 11,040円32銭	１株当たり純資産額 165,929円69銭 １株当たり当期純損失金額（△） △1,179円65銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自　2019年１月１日 至　2019年12月31日)	当事業年度 (自　2020年１月１日 至　2020年12月31日)
当期純利益又は 当期純損失(△)（千円）	441,613	△47,186
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)（千円）	441,613	△47,186
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	ａ．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｂ．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｃ．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 ｄ．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 ｅ．上記ｃ．およびｄ．に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2020年９月30日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2020年９月30日現在)	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。
再信託受託会社の概要	<table><tr><td>名称</td><td>株式会社日本カストディ銀行</td></tr><tr><td>資本金</td><td>51,000百万円(2020年９月30日現在)</td></tr><tr><td>事業の内容</td><td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td></tr><tr><td>再信託の目的</td><td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td></tr></table>
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。

第３【参考情報】

当特定期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年７月29日	臨時報告書
2020年10月15日	有価証券報告書
2020年10月15日	有価証券届出書
2020年10月26日	臨時報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年３月５日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　榊 原 康 太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年３月24日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　榊　原　康　太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）の2020年７月21日から2021年１月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）の2021年１月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年３月24日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　榊　原　康　太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）の2020年７月21日から2021年１月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）の2021年１月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。